日の出町監査公表第　１　号

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第１９９条第７項の規定により実施した財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告について、同条第９項の規定により別紙のとおり公表する。

令和７年２月２１日

日の出町代表監査委員　　山崎哲亨

財政援助団体等監査結果報告

1　監査の種類

地方自治法第１９９条第７項に基づく監査

2　監査を実施した監査委員

日の出町監査委員　　山　﨑　哲　亨
日の出町監査委員　　嘉　倉　　治

3　監査の目的

別紙１　日の出町財政援助団体等の監査実施要領による。

4　監査の対象

令和５年度財政援助団体等に対する財政援助に係る出納、その他事務の執行状況について

5　監査の方法

監査対象事業について、令和５年度の補助金等の事業を抽出し、その中から３つの補助金等、３つの指定管理者について、提出された資料に基づき、課長・係長・担当職員等から説明を聴取し書類審査を実施した。

6　監査の実施日・実施場所

実施日　　令和７年２月１３日（木）
会　場　　日の出町役場　３階　第３会議室

7　監査対象事業

別紙２　財政援助団体等監査対象事業一覧による。

８　監査の結果

監査を実施した対象事業については、所期の目的に沿って概ね適正に執行されているものと認められた。

補助金については、補助金等の交付に関する要綱等に基づき、補助金等の交付申請書・事業計画書・収支予算書・補助事業実績報告書と関係書類を審査した結果、概ね申請内容のとおり事業が実施されていることを確認した。所管課においては、今後も引き続き、補助事業の目的内容が公益性を有し、効果等に繋がるか、常に検証を行い、最小の経費で最大の効果を上げられるよう努められたい。

また、公の施設については、目的及び公益上の必要性の審査に際して、地方自治法第２４４条第１項で「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」であることが規定され、第２４４条の２第３項により、設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者に当該施設の管理を行わせることができるとされている。

当町では平成１８年度より公の施設の指定管理を行っており、指定管理業務の状況の把握と指定管理者に対する指導監督を適切に行うことにより、概ね適正に執行されていることを確認した。所管課においては、今後も引き続き、管理業務の状況把握と積極的な関与、指導監督を十分に行うよう要望する。

町では、実効性が高く持続可能な行財サービスの構築に向け、事務事業全般にわたって見直しを図るべく、日の出町行政改革（その５）を策定し、社会情勢の変化に柔軟に対応すべく行政改革を進めており、補助金等の交付及び公の施設の運営についても常に検証を行いながら、町民の視点に立ち適正な執行がされるよう要望する。各事業の指摘、質疑、意見等は以下のとおりである。

全般的事項

今年度についても、過去３か年の事業概要・決算状況等の比較資料が提出されていることにより、監査対象事業の金額及び内容等の増減が明確化されて、各施設及び各団体の経営状況を監査することができた。

今後も、町が指定管理者に指定している団体や補助金等を交付している団体について、改善できる点は積極的に取り組んでいただき、今まで以上に事業が目的に沿って適正かつ効率的、効果的に行われるよう努力願いたい。

補助金等

(1) 町内各種団体資源回収補助金

指摘事項なし

・資源回収をしていない自治会は世帯数が少ない等の理由はあるか
・奨励金の交付金額の変更はあるか、また前回変更したのはいつか
・町の事業として評価される事業である。単価の見直しは毎年検討願いたい
・営利を目的としない団体として自治会のほかにどのような団体があるか
・資材高騰などもあり今後単価増の予定は
・自治会活性化に繋がる事業。今後も積極的に推進していただきたい

(2) 移動教室補助金

(3) 修学旅行補助金

指摘事項なし

・一人当たりの補助金額は毎年検討をしているか
・保護者負担額の上限を定め、上限を超える部分について補助することは可能か
・修学旅行費の一人当たりの金額はどのくらいか
・定額制、定率制、上限設定など補助の仕組みを構築しても良いかもしれない
・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などを活用し、物価高騰分を上乗せするなど反映は難しいか
・積立は各個人で行っているのか
・移動教室等の補助について、東京都から情報提供はあるのか

指定管理者

(4) コミュニティ施設指定管理委託料

指摘事項なし

・自治会館の建物、土地は町の財産か
・災害時の避難場所となっているか
・自治会の備蓄品について
・管理委託費は近隣自治体と近似しているのか
・人口減少を勘案すると今後の自治会館数の見通しは
・自治会組織人数の減少に伴い、今後の自治会館の在り方も連合会等で協議する必要も出てくると考える。
・物価高騰により光熱費も上がっているが、今後委託費を上げることはあるか
・老朽化に伴う必要経費について

(5) 日の出団地多目的施設指定管理委託料

指摘事項なし

・町内のサークルであれば利用できるのか
・協定の切替時期はいつか
・使用申請の処理はどこで行うのか
・修繕費について補填するという認識で良いか
・収支内容詳細の会議費の取り扱いについて
・協定書第１３条内に会議費を含める等、明確にした方が良い

(6) 肝要の里指定管理委託料

指摘事項なし

・販売強化の指導は行っているか
・積極的な関与・指導が必要と考える
・秋川農協との連携も有効と考える
・収支決算について問題はなく指摘はない
・補助金の縛りについて
・最小の経費で最大の効果を発揮できるよう尽力いただきたい

以上

別紙１

日の出町財政援助団体等の監査実施要領

平成２９年４月１日
日の出町監査委員

財政援助団体等の監査については、町が財政的援助を行っている補助金交付団体、出資団体、公の施設の指定管理者等に対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、併せて、所管の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかについても留意し、原則として前年度の事業執行を対象として、実施するものとする。

なお、監査対象団体の選定基準等は、次のとおりとする。

１　出資団体監査

町が出資や出えんを行っている団体で、地方自治法施行令第１４０条の７の規定による出資比率が２５パーセント以上の団体のうち、監査委員が必要と認めた団体について、その事業が出資や出えんの目的に沿って適正に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかという観点とともに、事業運営が効率的に行われているかという観点からも実施する。

２　財政援助団体監査

町が補助金等を交付している団体について、その事業が補助金等の目的に沿って適正で、効率的、効果的に行われているかを主眼として監査を実施するものとし、その対象は、監査対象期間内に、１００万円以上の財政援助を受けた団体のうち、財政援助の金額及び内容、各団体の経営状況等を勘案し、監査委員が必要と認めた団体とする。

３　公の施設の指定管理者監査

指定管理者における管理業務委託に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、管理業務委託が当該公の施設の設置目的を効果的に達成しているかについて、監査委員が必要と認めた指定管理者を対象に監査を実施する。

別紙２

令和６年度 財政援助団体等監査対象事業一覧　（監査対象年度　令和５年度）

実施日　令和７年　２月１３日（木）

● 補　助　金　等

単位：円

番号	監　査　対　象　補　助　金　等	補　助　額	担　当　課	監査予定時間
1 （1）	町内各種団体資源回収補助金	3,259,569	生活安全安心課	午前 10：15～午前 10：45
2 （2）	移動教室補助金	2,354,400	学 校 教 育 課	午前 11：00～午前 11：30
3 （3）	修学旅行補助金	1,574,100	学 校 教 育 課	午前 11：30～正午

● 指　定　管　理　者

単位：円

番号	監査対象施設名	指定管理者名	委　託　料	担　当　課	監査予定時間
1 （4）	コミュニティ施設（26 施設）指定管理委託料	各自治会	2,018,382	生活安全安心課	午後 1：15～午後 1：45
2 （5）	日の出団地多目的施設指定管理委託料	日の出団地会	165,499	生活安全安心課	午後 1：45～午後 2：15
3 （6）	肝要の里指定管理委託料	日の出町サービス総合センター	7,700,000	産 業 観 光 課	午後 2：30～午後 3：00

※番号欄の（ ）内の数値は、監査当日の順番及び資料番号です。